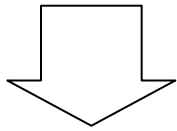


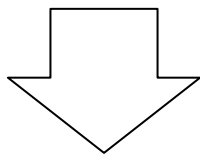
米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請の手続き

(耐震診断の場合)

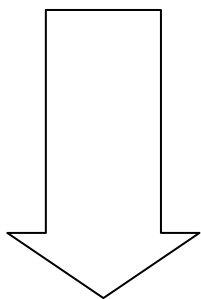
① 事前相談



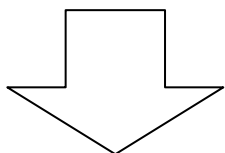
② 耐震診断見積り依頼



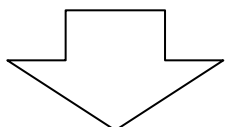
③ 交付申請



④ 交付決定



⑤ 事業の着手
完了



◆ 事業の対象になるかどうか、また、今後の手続の方法などを市役所建築相談課にてご相談ください。(建築時期などを事前に確認のうえ、ご相談ください。)

◆ 住宅および建築物の耐震診断等を依頼される場合は、鳥取県木造住宅耐震化業者登録台帳や、鳥取県建築士事務所協会・日本建築防災協会等に耐震診断等の講習会受講者として登録されている名簿を参考に相談され、耐震診断費用の見積書もらってください。申請時に必要になります。

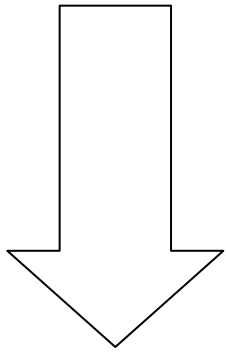
◆ 申請書には、次の書類を添付してください。
①耐震診断に要する経費の見積書の写し
②申請建物の付近見取図、配置図、平面図等
③その他市長が必要と認める書類
・建築時期のわかる書類(家屋の課税明細書、固定資産課税評価証明書、建物の登記事項証明書の写しのいずれか。)

◆ 書類審査の上、補助金交付の可否の決定を通知します。

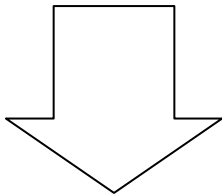
◆ 事業に着手したときは、速やかに着手届出書を提出してください。その際、補助事業に係る契約書の写しを添付してください。

なお、事業の着手(契約)は補助金の交付決定があつてから行ってください。

⑥ 実績報告



⑦ 補助金確定



⑧ 補助金請求

- ◆ 事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書に次の書類を添付して報告してください。

- ①耐震診断に要した経費の請求書又は領収書の写し
- ②事業の成果を示す資料等(1部)
- ③その他市長が必要と認める書類

- ◆ 書類審査の上、補助金の額を確定します。
補助金の額・・・一戸建て住宅で設計図書のある場合は7万3千円、設計図書のない場合は9万円、一戸建て住宅以外の住宅及び建築物は200万円(別途、面積による上限額あり)を限度とします。

- ◆ 補助金の請求は、補助金等支払請求書に次の書類を添付して提出してください。

- ①口座振込依頼書
(補助金は、指定の口座に振り込みます。)

耐震診断を行う建築士事務所等の方へ

以下のいずれかの方法による耐震診断が補助の対象となります。

- (1) 国土交通省住宅局監修「木造住宅の耐震診断と補強方法(木造住宅の耐震精密診断と補強方法改訂版)」による一般診断法
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添第一に示すもの。
- (3) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断
- (4) (1)から(3)までに掲げるものと同程度以上と認められる耐震診断